

## 東アジア地域統合における法の役割：ASEAN 憲章方式と東アジア共同体憲章案

中村民雄

## 1. ASEAN 憲章

## (1) 概観

- ・目的「人々を向いた ASEAN」(People-Oriented ASEAN)
- ・民主主義、人権・基本的自由、法の支配、健全統治を共通に希求。
- ・ASEAN 人権機構 (ASEAN Human Rights Body) の設立を約束 (時期は将来合意)。
- ・新たな原則 (2 条)
- ・法人格 (第 2 章)
- ・加盟基準 (第 3 章、6 条)
- ・機構改革：相互調整力の向上、決定と合意の迅速履行の確保、新たな課題への即応力の具備。
- ・ASEAN 連携団体 (Entities Associated with ASEAN) (第 5 章)
- ・諮問とコンセンサス (Consultation and Consensus) が基本的な意思決定原則。
- ・経済共同体建設へは国情に応じて柔軟に参加。コンセンサスで ASEAN-X 方式。
- ・紛争解決機構を新規に設置。ASEAN 経済共同体の紛争は、2004 年の ASEAN 強化紛争解決機構に解決をゆだねうる。ASEAN 議長・ASEAN 事務総長へ、紛争解決のための斡旋、調停または仲裁を依頼可。解決できない紛争は ASEAN 首脳会議の議。
- ・単一の議長 (任期は 1 年。暦年)：ASEAN 首脳会議の議長が、他の ASEAN の会議の議長
- ・作業言語は英語。
- ・ASEAN のアイデンティティ (第 11 章)：銘 (“One Vision, One Identity, One Community”)、旗、エンブレム、記念日 (8 月 8 日)、歌

## (2) ASEAN 方式

憲章は法的拘束力ある条約。

経済共同体の実現は、法的拘束力のないブループリント。

## 2. 東アジア共同体憲章案との関係

## (1) 目的

(2) 原則 (cf があるものは、趣旨が類似するもの。Cf.がないものは直接対応)

ASEAN 憲章 14 原則	東アジア共同体憲章案 10 原則
2(a)	4(1) 各国の独立、主権、平等、領土一体性、国民同一性の尊重
Cf 2(f)	4(2) 他国発展を害する行為の禁止
2(k)	4(3) 他国主権・領土・政治経済安定を脅かす活動参加の禁止
2(c)(d)	4(4) 相互軍事進出・武力行使の放棄。紛争の平和的解決。
2(j), cf 2(b)(g)(n)	4(5) 共同体目標の推進約束。憲章・国連憲章・共通加入国際条約遵守。
2(j)	4(6) 国際法の一般原則 (国際人道法含む) の遵守
2(i)	4(7) 人権の平等保障
---	4(8) 大量殺戮・民族浄化・拷問・戦争手段としての強姦の禁止
Cf 2(h)	4(9) 非立憲的または非民主的政府変更の禁止
Cf 2(g), Art. 5(2)	4(10) 憲章の、最大限の誠実履行確約。